

ネクスト 共同生活援助事業所（介護サービス包括型） 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社Next Innovationが運営する指定共同生活援助事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が協力し、利用者に対し適切なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定共同生活援助事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体及び精神状況並びにそのおかれている環境に応じて、共同生活住居において入浴、排せつ又は食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

- （2） 従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。
- （3） 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- （4） 前3項のほか、「奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月奈良県条例第37号）」に定める内容を遵守するものとする。

（主たる事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 ネクスト
 - （2） 所在地 奈良県北葛城郡上牧町上牧4026番3
- 2 共同生活住居の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- （1） 名称 アモーレ
 - （2） 所在地 奈良県北葛城郡上牧町上牧4709番1

（共同生活住居の名称、所在地、入居定員及び主たる対象者）

第4条 本事業所の共同生活住居の名称、所在地、入居定員及び主たる対象者は次のとおりとする。

名称	類型	所在地	入居定員	主たる対象者
ネクスト	本体住居	奈良県北葛城郡上牧町上牧4026番3	6人	特定なし
アモーレ	住居	奈良県北葛城郡上牧町上牧4709番1	4人	特定なし

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 本事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 1名
管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名以上

サービス管理責任者は、共同生活援助計画等を作成し利用者にその内容を説明するほか、利用者の心身の状況及び当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 世話人 2名以上

世話人は、食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護等について、次号に規定する生活支援員と協同して、適切に援助する

(4) 生活支援員 2名以上

生活支援員は、食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護等について、前号に規定する世話人と協同して、適切に援助する。

(指定共同生活援助の内容)

第6条 指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

(1) 共同生活援助計画の作成等

(2) 利用者に対する、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに就労先その他関係機関との連絡その他の日常生活上の必要な援助

(健康管理)

第7条 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

(相談及び援助)

第8条 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、利用者又はその扶養義務者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受ける。

(2) 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の規定により算定された額又は法第30条第3項第1号の規定により算定された額の支払いを受ける。

(3) 事業者は、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次の費用の支払いを利用者から受けるものとする。ただし、実費相当額が次に掲げる金額を下回った場合は、当該実費相当額とする。

ネクスト	1	家賃	1月当たり	35,000円
	2	光熱水費	1月当たり	10,000円
	3	食材料費	1月当たり	30,000円
	4	日用品費その他の日常生活費	1月当たり	5,000円
アモーレ	1	家賃	1月当たり	35,000円
	2	光熱水費	1月当たり	10,000円
	3	食材料費	1月当たり	30,000円
	4	日用品費その他の日常生活費	1月当たり	5,000円

- (4) 前各項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。
- (5) 第1項～第3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者又はその扶養義務者に対し交付する。

(利用者が留意すべき事項)

第10条

- (1) 日常生活を通し、自立更生に努め、秩序ある共同生活を守る。
- (2) 常に身体服装の清潔に努め、居室等の整理整頓に努める。
- (3) 喧嘩、泥酔、宗教への勧誘、その他人に迷惑になる行為をしてはならない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定共同生活援助の従業者は、現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにあらかじめ指定共同生活援助事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(虐待防止のための措置)

第12条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

第13条 (身体拘束等の禁止)

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(苦情への対応)

- 第14条 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- (2) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は各市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - (3) 指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(非常災害対策)

- 第15条 指定共同生活援助事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(勤務体制の確保)

- 第16条 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定め、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり確保する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回

(秘密の保持)

- 第17条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 指定共同生活援助事業者は、従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族

の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(記録の整備)

第18条 指定共同生活援助事業者は、従業者、設備、会計及び利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸書類を整備し、当該記録をサービス提供日から5年間保存する。

(その他)

第19条 この規程で定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は株式会社Next Innovationと従業者の管理者との協議に基づいて定める。

附則 この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規程は、令和8年2月1日から施行する。

この規程は、令和8年6月1日から施行する。